県民向け県内宿泊応援事業 <登録事業者向けQ&A>

R3.4.8時点

・			
110.			
1	宿泊対象期間は。	令和3年3月19日(金)宿泊分~4月28日(水)チェックアウト分までとなります。	
2	県民割対象の旅行の申込みは、いつからの予約が 対象となるのか。また、既に予約済の旅行は割引 対象としてよいのか。	3月19日(金)以降の予約に限ります。また、3月19日までに参画事業者として公表されていない事業者は、参画事業者として公表された日以降の予約が対象となります。よって、3月19日以前に予約されている旅行については、割引対象外となります。	
3	県民宿泊割の予約は、いつまでできるのか。	予算の限度額に達した時点で、割引事業を終了します。申込みの可否については、割引額登録管理システム上に利用状況や終了予定日等の表示をしますので、状況確認した上で、予約を受け付けてください。なお、受付終了予定の数日前には、終了予定日を割引額登録管理システム上でお知らせすることを予定しております。	
4	割引対象となる旅行商品は何か。	参画事業者として登録されている宿泊施設及び旅行会社で販売する宿泊を伴う旅行代金が割引対象となります。宿泊施設の宿泊のみ予約や体験や食事をセットした宿泊プラン、旅行会社の募集型企画旅行・受注型企画旅行・手配旅行のいずれも割引対象となります。	
5	割引対象の条件はあるのか。	割引の利用条件として1人1回とし、宿泊を伴う一人当たり3千円以上の旅行代金が割引対象となります。 なお、宿泊代金が3千円以上ということではなく、例えば、宿泊料+入場料等=3千円以上となる旅行代金が割引対象となります。	
6	適用の割引額の考え方と算出方法は。	割引額の算出については、1人1泊当たりの旅行代金を算出いただきます。 1旅行予約の総額から大人・子供(旅行代金が発生しない子供等もカウント対象)の合計人数と宿泊数で除算し、算出(GoToトラベルと同じ算出方法)していただきます。 (割引額の算出方法の例示) 大人2名と子供1名、幼児1名の4人が2連泊した際の旅行代金総額が96,000円(税込) (大人1泊@2万円、子供1泊@8千円、幼児は無償)の場合 →大人、子供、幼児の区別なく、1人1泊当たりの旅行代金を基準とするため、1人1泊当たり旅行代金は@12,000円((96,000円÷4名)÷2泊) 1人1泊あたりの割引額@5千円、2連泊することから、割引額合計は4万円(@5千円×4名×2泊)。よって自己負担総額は、96,000円−40,000円=56,000円となります。	
7	旅行代金及び割引額は税込か税別か。	税込み価格となります。	
8	日帰りでも可能か。	日帰り旅行は割引対象外です。 1 泊以上宿泊していただくことが条件です。	

No.	質問	回答
9	(旅行会社のみ) 入湯税、宿泊税、旅行取扱料金は割引対象となる のか。	入湯税、宿泊税、旅行取扱料金があらかじめ予約した際の募集型企画旅行・受注型企画旅行に含まれる場合には、割引額を算出するための旅行代金に入湯税、宿泊税、旅行取扱料金を含めて構いません。ただし、手配旅行の場合には、割引の対象外となります。 利用者(申込者)への説明をお願いします。
10	(宿泊施設のみ) 館内利用料、入湯税、宿泊税は割引対象となるのか。	割引の対象外となります。
11	支援額の計算の基礎となる「旅行代金」にはサー ビス料は含めていいのでしょうか。	含めても構いませんが、各事業者の判断によります。
12	宿泊施設が自ら振り出す「宿クーポン」をあわせ て適用したいのですが、割引額の計算の基礎とな る「旅行代金」はどう計算するのでしょうか。	宿泊施設が自ら振り出すいわゆる「宿クーポン」(具体的な名称・呼称の如何を問いません。)を利用される場合には、旅行・宿泊代金から「宿クーポン」による割引額を引いた後の価格をもとに、県民割の割引額を算出することになります。 ※GoToトラベル事業、他市町の割引事業等との併用はできません。
13	利用の申込みから精算まではどのような流れになるのか。	①宿泊代表者からの予約・申込み →②割引額登録管理システムに宿泊代表者情報と割引額等を入力 →③旅行会社であれば、宿泊代表者との旅行代金精算時、また、宿泊施設であればチェックアウト時に、宿泊代表者に割引の適用を受けた旨の宿泊証明書に署名の要請(宿泊証明書は同システムからダウンロードし、各事業者において印刷) →④署名後の宿泊証明書を宿泊日以降に事務局へ送付 →⑤割引額登録管理システム入力の内容を確認し、精算(振込み)という流れになります。
14	割引額登録管理システムからダウンロードする宿泊証明書をプリンター出力する際は、両面印刷でよいか。	プリンター出力する際は、A4用紙に両面印刷でお願いします。A4片面の場合は必ず1件ごとにホッチキス等で止めていただきますようお願いします。
15	精算までの期間はどの程度か。	約2週間ごとの精算を予定しております。利用者の宿泊後、宿泊証明書を事務局へ送付頂き、事務局到着後、1週間程度でお支払いする予定です。
16	事務局へ送付する宿泊証明書はコピーでもよいのか。	事務局へは必ず宿泊証明書原本の送付をお願いします。控えとして必要な場合は、登録事業者にてコピーをお取りください。
17	この事業に関連して、登録事業者が費用負担するものはあるのか。	宿泊証明書のコピー代及び事務局への郵送・通信費は事業者負担となります。 (割引額登録管理システムは、利用無料。精算に係る振込手数料は、事務局負担。)
18	宿泊証明書は事務局へ持参してもよいのか。	持参は不可とし、郵送のみ受け付けます。郵送方法については、宿泊証明書は精算にあたって必要となる重要書類ですので、確実に事務局へ届くように配達記録が残る方法でお願い致します。

ではいっても方でしば、一般には、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで			
No.	質問		
19	PRポスターやチラシはないのか。	石川県ホームページより広報素材用のロゴマークのダウンロードができますので、各事業者様のPRチラシ等にご活用ください。 ・石川県ホームページ https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankou/syukuhakuwari_2020_2_bosyu2.html	
20	旅行者から会社名の領収証を求められた場合に発行することは可能か。	県民宿泊割を利用した旅行代金については、会社名を記載した領収証等を発行することはできません。	
		旅行の申込み・内容	
1	宿泊代表者からの申し込み方法は。	「店頭・施設窓口」「電話」「ホームページ」等の申込み方法を想定しています。 参画施設の登録時に、施設ごとに対応可能な申込方法を申請頂き、県ホームページ内等で公開させていただきます。	
2	申し込みの際に利用人数の制限はあるのか。	人数制限はございませんが、期間中1人1回までの利用とします。但し、多人数での利用の際には、マスク着用の徹底や消毒薬等の携行など、より一層の感染症対策を講じていただく要請をお願いします。	
3	宿泊数の割引制限はあるのか。	宿泊数に制限はありません。ただし、割引対象の旅行はお一人様1回だけとなり、1回の予約行為で申し込んだ宿泊全てが対象となります。 (すべての宿泊数が割引対象となる例示) ・同じ宿泊施設に3連泊した場合 →3泊分の割引適用となります。 ・県内旅行会社が実施するバスツアー「和倉・山中温泉2泊3日旅」の場合 →2泊分の割引適用となります。 ・県内旅行会社にて3泊連続で別々の県内宿泊施設に申し込んだ場合 →3泊分の割引適用 (最初の1泊目だけが割引対象となる例示) ・同じ宿泊施設に別々の日に3泊した場合 →宿泊日が別々なため、1回の旅行とはみなさず、最初(1泊目)の宿泊のみが割引対象です。 ・県内旅行会社にて、同じ申込日に連続しない別々の宿泊施設を申し込んだ場合 →申込は1回ですが、宿泊が連続していないため、1回の旅行とはみなさず、最初(1泊目)の宿泊のみが割引対象です。 ・県内の2か所の旅館に別々に連続泊となるよう申し込んだ場合 →連続日の宿泊ではありますが、予約先が別々の旅館であることから、2回の申し込みとなります。 旅行会社で別々の旅館を同時にお申し込みいただければ、2泊とも割引対象となります。	

No.	質問	中海の自由は、からのには、からのは、からのは、からのは、からのは、からのは、からのは、からのは、からの
4	(宿泊施設のみ)宿泊の申し込みは、宿泊予約サイトからでもよいのか。	県内で窓口営業を行い、本事業に参画する旅行会社とします。 予約サイトの申込みは、宿泊施設の公式ホームページのみとなり、それがない場合は、申し訳ございませんが、「施設窓口」や「電話」、もしくは、貴施設の予約が可能な、県内の旅行会社をご紹介するなどの対応をお願い致します。
5	(旅行会社のみ)複数の宿泊施設が含まれる連泊 の旅行商品に、本事業に参画していない宿泊施設 が含まれていた場合も、すべての旅行代金が割引 の対象となるのか。	旅行商品に含まれるすべての宿泊施設が本事業に参画していない場合は、割引の対象外となります。 必ず事前に以下より宿泊施設リストを確認ください。宿泊施設リストは随時更新されます。 石川県ホームページ https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankou/syukuhakuwari_2020_3.html
6	当日の宿泊申込みは、割引対象としてよいのか。	対象となります。但し、宿泊代表者が旅行会社窓口での申し込みや宿泊施設のフロントや電話等 で当日の宿泊を申し込んだ段階で割引額登録管理システムに入力が必要になります。
7	宿泊施設が、宿泊以外の飲食や観光施設の入場券等をセットにした宿泊プランは割引の対象になるのか。	対象となります。但し、クオカードなどの換金性の高い金券を組み込んだ宿泊プランは、金券の相当額は、旅行代金の対象額から差し引いて、割引額の算出をお願いします。
8	(旅行会社のみ) 県内の旅行会社の県外所在の本社やグループ会社が、インターネット上で販売する旅行商品は割引対象になるのか。	対象の旅行商品にはすべて、県民宿泊割引商品であることを明示し、県内で営業する旅行会社の ホームページ内でも同じ商品の告知並びに販売をすること。 また、割引額登録管理システムへの入力と、宿泊代表者との宿泊証明書の取り交わしについて は、県内で営業する旅行会社が行っていただきます。
9	県が実施する「GoToいしかわ特産品プレゼントキャンペーン」事業に登録されていない宿泊施設の予約は、県民宿泊割の対象となるのか。	対象外となります。「GoToいしかわ特産品プレゼントキャンペーン」に登録されている宿泊施設は、専用ホームページ(https://goto-ishikawa.jp/)で確認の上、ご案内をお願いします。
10	一棟貸しの旅行プランの割引額の算出方法は。	利用される人数で除算し、一人当たりの旅行代金を算出し、一人当たりの旅行代金に応じた割引額が適用されます。 例えば、1棟2万円(税込)/1泊を 2人で申し込んだ場合の一人当たりの旅行代金は@1万円→ 一人当たりの割引額@5千円 3人
11	国が実施する「GoToトラベル」や県内の市町が 実施する宿泊割引事業との併用は可能か。	併用はできません。旅行者が利用したい割引制度を選択してください。

No.	質問	4月3日時無威にかりての追加・廖正固がは、亦于の力をこ参照へたさい。 回答	
	予約の変更・キャンセル		
1	県民宿泊割を申し込んだ後、国が実施する「GoToトラベル」が再開された場合に変更はできるのか。	変更は可能です。県民宿泊割とGoToトラベルの割引制度は併用できないことに合わせて、変更に係る取消料が発生する際には、旅行申込者負担となる旨をお伝えください。その取消料を県民宿泊割の割引額で充当することはできません。	
2	予約をしていたのに、感染拡大による法的措置の ため、旅行することが出来なくなった場合、キャ ンセル料は払わなければいけないのか。	キャンセル料は、お客様負担となります。申込時に必ずご案内下さい。	
3	旅行先の地域の感染拡大により旅行をキャンセル した場合、キャンセル料は誰が負担するのでしょ うか。	キャンセル料は、お客様負担となります。申込時に必ずご案内下さい。	
4	予約後の増員・増泊は可能か。	宿泊人数や宿泊数は、宿泊日初日まで変更が可能です。ただし、割引額登録管理システムに入力 済内容の変更を宿泊日初日中にお願いします。事業者では宿泊日初日を過ぎての割引額登録管理 システムの修正はできませんので、ご注意ください。 宿泊人数・宿泊数の変更が生じた際は事業者の責任において宿泊証明書を修正してください。予 約時もしくはチェックイン時に、宿泊人数・宿泊数を確定させる旨を必ずお客さまへお伝えくだ さい。 なお、宿泊日初日を過ぎて変更が生じた場合は、増員・増泊はできません。	
5	予約後の減員・減泊は可能か。	宿泊人数や宿泊数は、宿泊日初日まで変更が可能です。ただし、割引額登録管理システムに入力 済内容の変更を宿泊日初日中にお願いします。事業者では宿泊日初日を過ぎての割引額登録管理 システムの修正はできませんので、ご注意ください。 宿泊人数・宿泊数の変更が生じた際は事業者の責任において宿泊証明書を修正してください。予 約もしくはチェックイン時に、宿泊人数・宿泊数を確定させる旨を必ずお客さまへお伝えください。 なお、宿泊日初日を過ぎて変更が生じた場合は、速やかに事務局へ割引額登録管理システムの修 正依頼をしてください。	
	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●		
1	県内に複数の支店や営業所、宿泊施設を所有していますが、店舗ごとに申請すべきか。	個別施設(支店、営業所、宿泊施設)ごとに申請をお願いします。	

No.	質問	4月8日時無威にかりての追加・修正固がは、亦手引力をと参照へたとい。
2	(旅行会社のみ) 「石川県新型コロナ対策取組宣言」を実施しない と、県民宿泊割に参画できないのか。	参画できないため、県民宿泊割を取り扱うためには下記より宣言書とステッカーの作成をお願いします。 必ず施設(支店、営業所等)ごとに宣言書とステッカーの作成をお願いいたします。 「石川県新型コロナ対策取組宣言」専用サイト https://ishikawa-act-against-covid19.jp/
3	(宿泊施設のみ) 「GoToいしかわ 特産品プレゼントキャンペーン」の登録をしていないのだが、参画する手続き 等の方法は。	国が実施する「GoToトラベル事業」の登録状況により手続きが変わります。次をご確認ください。 〈国の「GoToトラベル事業」に登録済みの場合〉 下記の「GoToいしかわ 特産品プレゼントキャンペーン」事務局まで、登録の旨を電話またはメールにてご連絡ください。 〈国の「GoToトラベル事業」に未登録の場合〉 下記サイトから「石川県新型コロナ対策取組宣言」を実施し、宣言書とステッカーを作成し施設に掲示願います。この掲示が完了後、「GoToいしかわ特産品プレゼントキャンペーン」 事務局まで電話またはメールにてご連絡ください。 「石川県新型コロナ対策取組宣言」専用サイト https://ishikawa-act-against-covid19.jp/ ※「GoToいしかわ特産品プレゼントキャンペーン」事務局(平日9時~17時)金沢市香林坊1-2-24 香林坊プラザ6階 TEL: O76-254-5298/FAX: O76-254-5341 Email: syukuhaku@goto-ishikawa.jp
4	県民宿泊割の参画事業者として申込をしたいが、 県のホームページに反映されるまでの時間はどの くらいかかるのか。	事務局(準備室)では、メール着信後、速やかに登録記載内容を確認し、登録内容に不備が無ければ、翌日中を目途にホームページに反映する予定です。但し、メールが一定の日に集中した際には、その限りではありません。メールの到着順で登録作業をさせていただきます。早めの登録申請をお願いします。
5	厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を登録するにはどうすればよいのか。	宿泊代表者へ旅行参加者へのCOCOAの登録要請をお願いします。 厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)登録URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
6	厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の登録を要請するとあるが、登録してある事の確認は必要か。	登録を要請して頂けば、登録してあることの確認までは不要です。
7	風営法対象施設が対象外とされているが、料理旅館は、県民宿泊割の対象とならないのか。	対象となります。事業者登録をお願いします。

No.	質問	回答
8	旅行申込み者の割引額登録管理システムへの入力は、申込み当日中にすべきなのか。	予算の管理上、予約申込みの当日中の入力をお願い致します。割引額登録管理システム入力の遅延により割引の適用不可となり、貴社に損害が発生した場合の責任は負いかねます。
9	割引額登録管理システムとはどのようなものなのか。また入力等は煩雑なのか。	割引額登録管理システムとは、旅行会社や宿泊施設が申し込みを受けた宿泊代表者情報や割引額を入力するインターネット上で、予算管理を行うシステムです。インターネットが利用できる環境で使用が可能となりパソコンでの作業が便利です。またスマートフォンや携帯電話による入力作業には対応していません。ログインには、事務局への登録申請後、申請者ごとにログインに必要なIDとパスワードを発行します。また、IDとパスワードの発行に合わせて、割引額登録管理システムの利用手引きもメールでご連絡します。
10	割引額登録管理システムにログインするIDとパス ワードはいつ発行されるのか。	県民宿泊割事業開始前に登録申請した事業者には、予約開始する前までに順次メールにて送信します。また、事業開始後に登録申請された事業者には、参画事業者として公表するまでにメールでご連絡します。予約開始直前は、多数の申請が予想され、予約開始前までにIDとパスワードをご連絡できない可能性がありますのでお早めに申請願います。
11	予約開始前までに I Dとパスワードを取得するには。	予約開始日(3/19)前までにIDとパスワードをご希望の事業者の方は、遅くとも3月17日までに申請をお願いします。3月17日以降は、順次、登録完了後にメールでご連絡しますが、予約開始前までにIDとパスワードをご案内できない場合もございますのでご注意下さい。
12	割引額登録管理システムには、どんな情報を入力する必要があるのか。	旅行会社名(旅行会社のみ)、旅行商品(旅行会社のみ)、宿泊施設名、宿泊日、利用人数、大人こども幼児の内訳、旅行代金または宿泊代金、割引額、代表者様氏名、年代、住所、連絡先をご入力いただきます。
		宿泊代表者との確認内容
1	県民であることの確認はどのように行うのか。	予約・申込時あるいは旅行代金精算時に、運転免許証・健康保険証・パスポート等の公的書類による確認をお願いします。コピーを取る必要はありません。
2	現在は石川県内に居住しているが、住民票は県外のため公的書類で証明できない。その場合は割引対象外となるのか。	割引対象外となります。今回は、住民票・運転免許証・健康保険証等の公的書類をもって県民在住を確認しますので、公的書類で確認できない場合は割引対象外となります。
3	グループで宿泊する場合、全員分の県内在住証明が必要か。	全員分は必要ありません。宿泊代表者のみで結構です。同行者については、代表者が記載する割 引の宿泊証明書の中で、同行者が全員県民である旨を申告して頂きます。
4	宿泊代表者が記載する宿泊証明書は、旅行参加者 全員の署名が必要なのか。	全員は必要ありません。宿泊代表者が確認事項の承諾の上、代表者の署名を自筆で記入いただきます。

No.	質問	回答
5	宿泊証明書のお客様代表者署名の日付はいつの日 付か。	宿泊代表者に署名をいただいた日付を記入してください。
6	宿泊証明書については、宿泊代表者の情報が事前 にわかる場合に宿泊証明書に印字してもよいの か。	予約時の登録情報などから宿泊日や氏名など、旅行会社や宿泊施設側で印字していただいても構いません。但し、宿泊代表者の署名欄には、必ず、宿泊代表者の自筆の署名をお願いします。また、印字された記載内容に間違いがないか、宿泊代表者の確認をお願いします。なお、個人情報の管理は適切に行って下さい。
7	旅行会社や宿泊施設の窓口等で、公的書類による 県内在住が証明できないと割引は受けられないの か。	受けられません。

No.	質問	4月3日時無威にかりての追加・廖正固がは、亦于の力をこ参照へたさい。 回答
	「Go Toいしかわ特層	産品プレゼントキャンペーン」 【宿泊施設のみ】
1	「GoToいしかわ 特産品プレゼントキャンペーン」の概要と参加方法を知りたい。	本県民割事業で宿泊された方を対象に、抽選で県特産品をプレゼントするキャンペーンです。宿泊施設で1組につき1枚の応募ハガキ(抽選券)を配布いただきます。詳細はホームページ(https://goto-ishikawa.jp/)をご覧ください。 (1)本プレゼントキャンペーンに既に参加している場合 ・プレゼントキャンペーン事務局より別途送付するチラシ等に基づき、事業を実施願います。 ・別途送付するチラシ及び既に配付してあります「GoToいしかわ」応募ハガキを県民割利用者1組につき1枚お渡しください。なお、応募ハガキには応募期限が「3月13日(土)」または「3月22日(月)」までと記載してありますが、ご案内の際には応募期限は「宿泊月の翌月末まで」としてお渡し下さい(チラシにもその旨を記載してあります)。 ・お手元のハガキが少ない等の場合にはプレゼントキャンペーン事務局までご連絡願います。 (2)本プレゼントキャンペーンに未参加の場合 ・プレゼントキャンペーン事務局まで、参加の旨をご連絡願います(事務局より、応募用ハガキやチラシ等を送付いたします)。 ※「GoToいしかわ特産品プレゼントキャンペーン」事務局(平日9時~17時)金沢市香林坊1-2-24香林坊ブラザ6階TEL: O76-254-5298/FAX: O76-254-5341 Email: syukuhaku@goto-ishikawa.jp
2	【再掲】「GoToいしかわ 特産品プレゼントキャンペーン」の未参加なのだが、参加手続き等の方法は。	国が実施する「GoToトラベル事業」の登録状況により手続きが変わります。次をご確認ください。 <国の「GoToトラベル事業」に登録済みの場合> 下記のプレゼントキャンペーン事務局まで、参加の旨を電話又はメールにてご連絡ください。 <国の「GoToトラベル事業」に未登録の場合> 下記サイトから「石川県新型コロナ対策取組宣言」を実施し、宣言書とステッカーを作成し施設に掲示願います。この掲示が完了後、「GoToいしかわ特産品プレゼントキャンペーン」事務局まで電話またはメールにてご連絡ください。 「石川県新型コロナ対策取組宣言」専用サイト https://ishikawa-act-against-covid19.jp/ ※「GoToいしかわ特産品プレゼントキャンペーン」事務局(平日9時~17時) 金沢市香林坊1-2-24 香林坊プラザ6階 TEL: O76-254-5298/FAX: O76-254-5341 Email: syukuhaku@goto-ishikawa.jp

No.	質問	回答
3	対象者は誰になるのか。	県民宿泊割を利用された方が対象となります。受付チェックイン時に県民宿泊割による宿泊であることの確認をお願いいたします。 なお、応募ハガキには応募期限が「3月13日(土)」または「3月22日(月)」までとありますが、ご案内の際には「宿泊月の翌月末まで」としてお渡し下さい。
4	お渡しできない宿泊客は誰になるのか。	県民宿泊割を利用していない宿泊客となります。従って、県外からお越しの方は全て対象外となります。
5	個人情報保護シールはどのように配付するのか。	応募ハガキをお渡しする際に、WEBではなくハガキでの応募を希望された宿泊客にお渡しください。基本的にはWEBを使用した応募をお勧め頂ければ幸いです。
6	応募期限はいつになるのか。	宿泊月の翌月末が期限となります。(例:3月31日の宿泊者は、4月末日が応募期限) 既に配付してあります「GoToいしかわ」応募ハガキには応募期限が「3月13日(土)」または「3月22日(月)」までと記載してありますが、ご案内の際には応募期限は「宿泊月の翌月末まで」としてお渡し下さい(チラシにもその旨を記載してあります)。
7	当選確認はどのように行うのか。	応募されたお客様には、賞品の発送を以て当選とさせていただきます。当選者には応募期限の翌 月中旬ごろに賞品をお届けする予定です。
8	応募ハガキ等が足りなくなった場合はどうするのか。	応募ハガキ・個人情報保護シールの追加については、「Go Toいしかわ特産品プレゼントキャンペーン」事務局(事業者用:076-254-5298)にご注文願います。なお、ご注文から到着まで1週間程度必要となりますので、追加発注については、余裕をもってご連絡いただけるようお願いいたします。なお、チラシについてはコピーしてご利用(お渡し)ください。
9	応募ハガキを施設側で代わりに出してほしいと言われたがどうするべきか。	応募ハガキには個人情報が記入されておりますので、できるだけご遠慮いただくようお願いいた します。